

日本学生支援機構

緊急特別無利子貸与型奨学金

(第二種相当) 新規募集について

【募集期間延長】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子貸与型奨学金の募集を行っておりますが、この度募集期間を延長することとなりました。以下①から⑤のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①第二種奨学金の基準を満たしていること。
- ②現在第二種奨学金の貸与を受けていないこと。
- ③家庭からの仕送りが年間150万未満であること。
- ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと。
- ⑤本人のアルバイト収入が新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少したこと（「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和3年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等）

■今回募集の第二種奨学金は利子無し（国が負担）で、現在第一種奨学金貸与中でも併用貸与の基準ではなく、第二種の基準が適用されます。

■貸与期間：アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月（令和3年4月以降）から令和4年3月まで （令和3年度限りの貸与となります。令和4年度への継続手続きはできません。）

■提出書類

- ①確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書
- ②スカラネット入力下書き用紙・収入計算書
- ③収入証明（令和2年分）
※収入がない場合は、市町村が発行する（非）課税証明書
- ④アルバイト収入減等の証明書（提出が難しい場合は要相談）

■申請要領及び提出期限

(1)申請書類提出 1月20日17時〆切り〈期限厳守〉

奨学金案内を受領後、必要事項を記入の上、他の必要書類と併せて期日までに提出すること。郵送で提出の場合は、期限内必着とすること。なお、郵送の場合は、ユーザーIDとパスワードを通知する文書返送しますので、返信用封筒（354円分の切手（速達料金含む）を貼付し宛先を明記した長形3号封筒）を同封してください。また、スカラネットの下書き用紙や収入計算書のコピーを各自保管しておくこと。（インターネット入力の際に必要となります。）

(2)ID・PW配付及びインターネット入力 1月25日17時〆切り〈期限厳守〉

書類受領後、申請内容を確認した後にID・PWを通知します。期日までにインターネット入力してください。

■希望者は奨学金案内（申請用紙等）をお渡ししますので、法学部学事担当へ学生証を持ってお越しください。帰省中等の理由で窓口に来られない学生は、「日本学生支援機構緊急特別無利子貸与奨学金案内請求」と朱書きで明記した封筒に返信用封筒（角型2号のいずれかの封筒に250円分の切手を貼付し、宛先を明記したもの）を封入して下記請求先に送付してください。なお、提出書類の準備には時間を要しますので、余裕を持った日程で奨学金案内を入手してください。

掲示日：令和4年1月4日
法学部学事担当